

火災予防条例第 23 条の運用基準について（通達）

〔 昭和 60 年 12 月 25 日 〕
新 予 第 1169 号

改正 平成 2 年 4 月 12 日新予第 226 号
平成 19 年 3 月 20 日新消予第 880 号
平成 30 年 2 月 1 日新消予第 386 号
令和 3 年 3 月 16 日新消予第 451 号
令和 6 年 4 月 1 日新消設第 82 号

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）第 23 号（喫煙等）に係る運用基準を別紙のとおり定めたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされたく通達する。

別 紙

新潟市火災予防条例第 23 条の運用基準

（趣旨）

- 1 この基準は、新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 23 条の規定の運用について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 2 この基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）指定場所 喫煙し若しくは裸火を使用し又は危険な物品を持ち込んで서는ならない場所（令和 3 年消防局告示第 1 号。以下「告示」という。）で指定する場所をいう。

（2）危険物品 火災予防上危険な物品で、次に掲げるものをいう。

ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下同じ。）別表に掲げる危険物（以下単に「危険物」という。）

イ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「危政令」という。）別表第 4 に掲げる指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類

ウ マッチ

エ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 号に掲げる可燃性ガス

オ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類及び同条第 2 項に規定するがん具煙火

（3）出入口 公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

（4）階段等 階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。

（5）不燃材料 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。

（6）重要文化財等 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡として指定された建造物並びに新潟県文化財保護条例（昭和 48 年新潟県条例第 33 号）又は新潟市文化財保護条例（昭和 47 年新潟市条例第 4 号）の規定により有形文化財、有形民俗文化財又は史跡として指定された建造物（橋梁等通行の用に供するものを除く。）

（7）禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む行為をいう。

（8）裸火 炎、火花又は発熱部が外部に露出している火をいう。

（9）火気使用設備器具等 条例第 3 条から第 10 条の 2 まで及び第 15 条に規定する設備又は第 18 条から第 21 条までに規定する器具をいう。

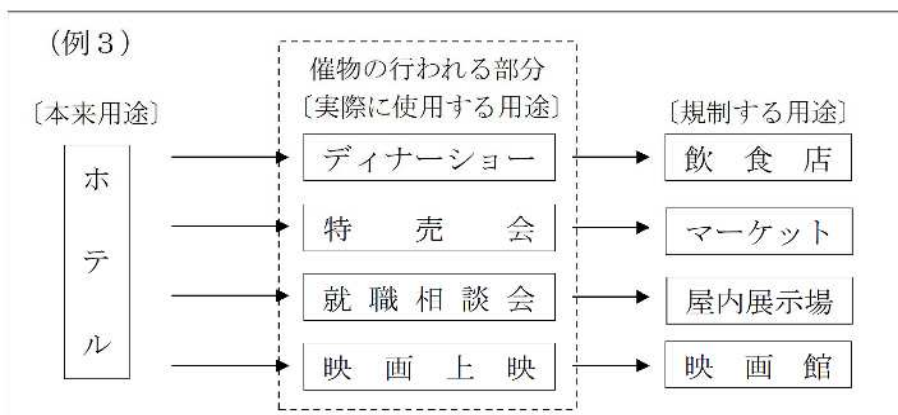
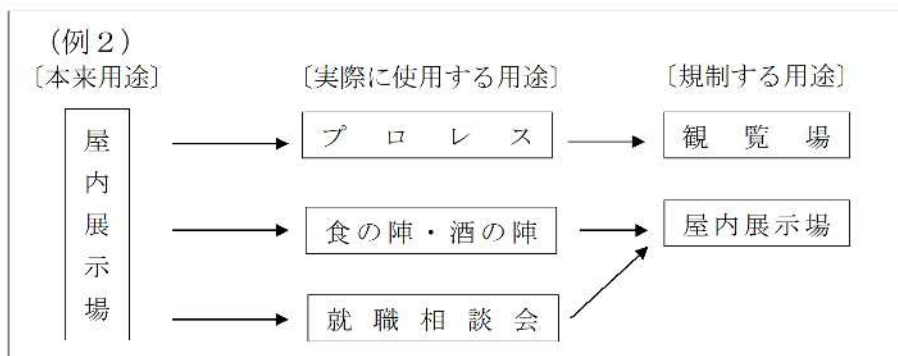
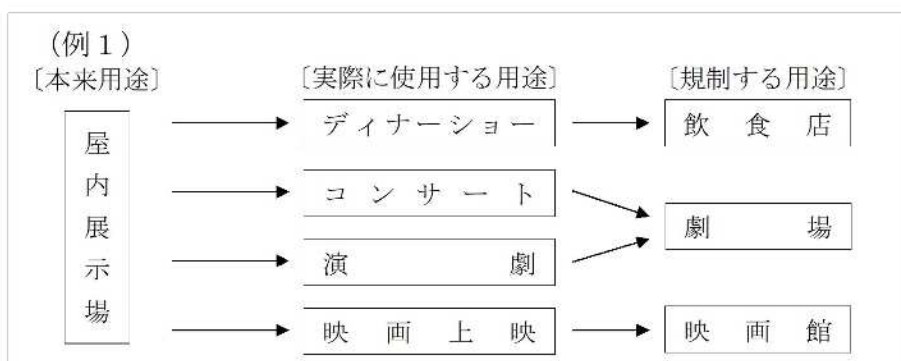
- (10) 喫煙設備 安定性のある不燃性の吸殻容器をいう。
- (11) 喫煙所 条例第23条第4項第2号に規定する喫煙所のことであり、告示第1項第4号、第5号及び第7号に定める「喫煙設備のある場所」をいう。
- (12) 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）に規定する第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- (13) 解除承認単位 解除承認に係る要件を適用する場所の範囲をいう。
- (14) 瞬間的な火炎 裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が5秒未満であるものをいう。
- (15) 大規模屋内展示場 次の全ての条件に適合する展示場をいう。
- ア 展示場部分の床面積が3,000平方メートル以上あること。
- イ 天井の高さが10メートル以上あること。
- ウ 出入口が多方向にあり、避難上支障がないこと。

(指定場所の用途)

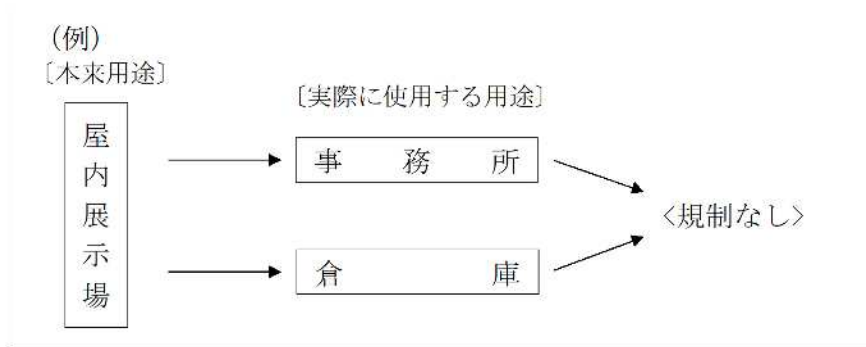
3 指定場所の用途に係る取扱いは、次の区分に応じてそれぞれ定める用途として取り扱うものとする。

(1) 指定場所を本来の用途以外に一時的に使用する場合

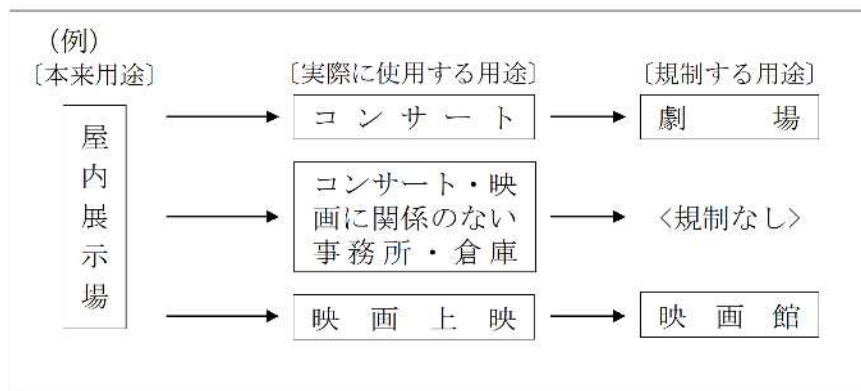
ア 実際に使用する用途が指定場所に該当する用途である場合は、当該用途で規制するものとする。



イ 実際に使用する用途が指定場所に該当しない用途である場合は、規制しないものとする。

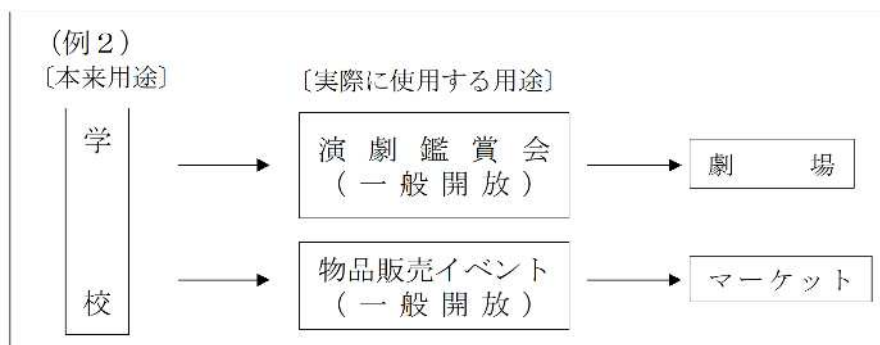
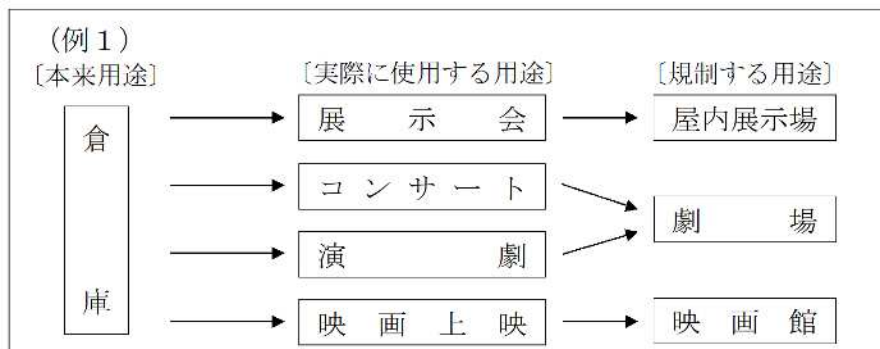


ウ 実際に使用する用途が指定場所に該当する用途と該当しない用途が混在する場合は、それぞれの用途に応じて規制するものとする。



(2) 指定場所以外の場所を本来の用途以外に一時的に使用する場合

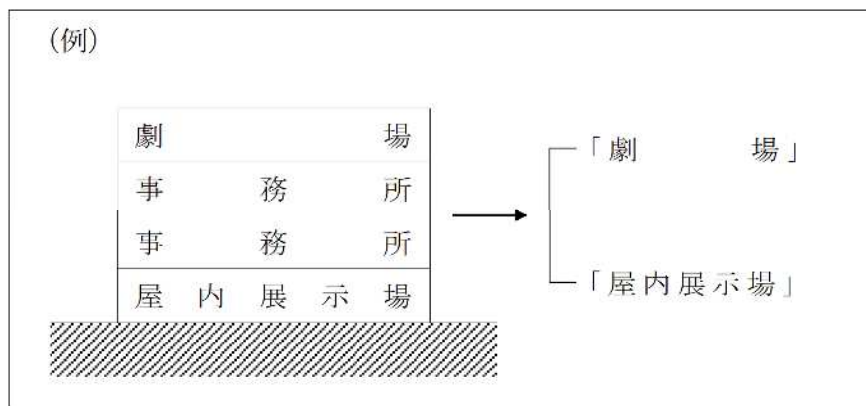
実際に使用する用途が指定場所に該当する用途である場合は、当該用途で規制するものとする。



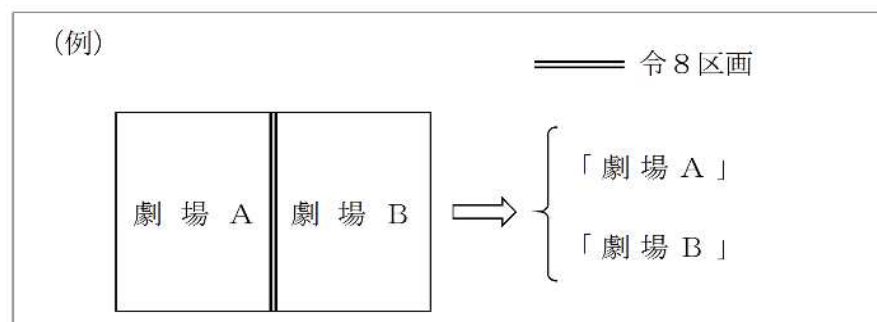
(指定場所の捉え方)

4 指定場所の捉え方は、次によるものとする。

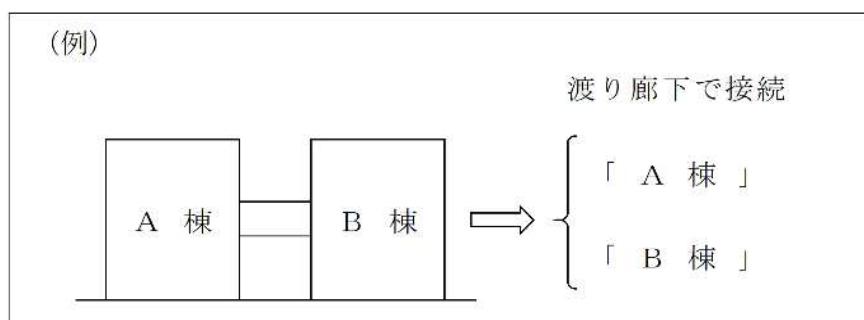
(1) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとに指定場所として捉えるものとする。



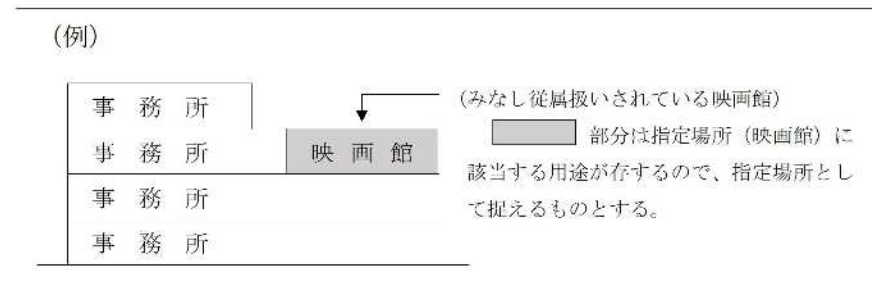
(2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条に規定する開口部のない耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分ごとに捉えるものとする。



(3) 昭和50年消防安第26号通知中第2ただし書きに基づき、別棟扱いされている場合は、それぞれの部分で捉えるものとする。



(4) 令別表第1の「項」の判定上、みなし従属扱いされている部分に指定場所に該当する用途が存する場合は、当該部分を指定場所として捉えるものとする。



(5) 百貨店、マーケット、物品販売店舗等に存する飲食の用に供する部分は、次のとおり捉えること。（間仕切り及び区画は問わない。）

ア 当該部分の主たる目的が、持ち帰り用の飲食物の提供である場合は、百貨店として捉えるものとする。

(例)

百貨店	飲食店（持ち帰り）	← 「百貨店」として捉える部分
百貨店		
百貨店		
百貨店		

イ 当該部分の主たる目的が、飲食である場合は飲食店として捉えるものとする。ただし、裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む場合は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 裸火を使用する場合

出入口、階段等、危険物品、易燃性の可燃物（紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く燃焼速度の速いものをいう。）、商品陳列部分及び客席から水平距離で5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。

(イ) 危険物品を持ち込む場合

- a 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6メートル以上（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第44条第2項から第5項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は3メートル以上）その他の危険物品については水平距離で3メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。
- b 裸火を使用する場所から水平距離で5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。

(例1)

百貨店	飲食店（その場飲食）	← 「飲食店」として捉える部分
百貨店		
百貨店		
百貨店		

(例2) 屋上部分を飲食の用（ビアガーデン等）に供する場合

飲食形態	← 「飲食店」として捉える部分
百貨店	
百貨店	
百貨店	

(6) 指定場所の面積の算定方法は、次によるものとする。

一の防火対象物内に複数の百貨店、マーケット、物品販売店舗等が存する場合は、当該用途部分（機能従属部分を含む。）の床面積を合算する。この場合は、（5）により「飲食店」として捉えた部分の床面積は除くものとする。

(例1)

物品販売店舗（A店）	
物品販売店舗（B店）	
銀	行

A店とB店の床面積を合算すること。
(合算した床面積が1,000㎡以上の場合に、指定場所になる。)

(例2)

百貨店	
百貨店	
百貨店	
百貨店	事務所

みなし従属扱いされている部分は、指定場所ではないので、該当部分の床面積を算定しないこと。
(百貨店(部分) 床面積が1,000㎡以上の場合、指定場所となる。)

みなし従属扱いされている部分(事務所)

主たる用途	: 百貨店	90%以上
独立した用途	: 事務所	300㎡未満

(指定場所の範囲)

5 指定場所の範囲は、次の区分に応じて定めるものとする。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

ア 舞台

(ア) 舞台、奈落及び袖部分

(イ) (ア)に接続した大道具室、小道具室、楽屋、出演者の控え室等。ただし、耐火構造若しくは両面を防火構造(建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。)とした隔壁又は不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸(建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(以下単に「防火設備」という。)であるものに限る。)が設けられている場合を除く。

イ 客席

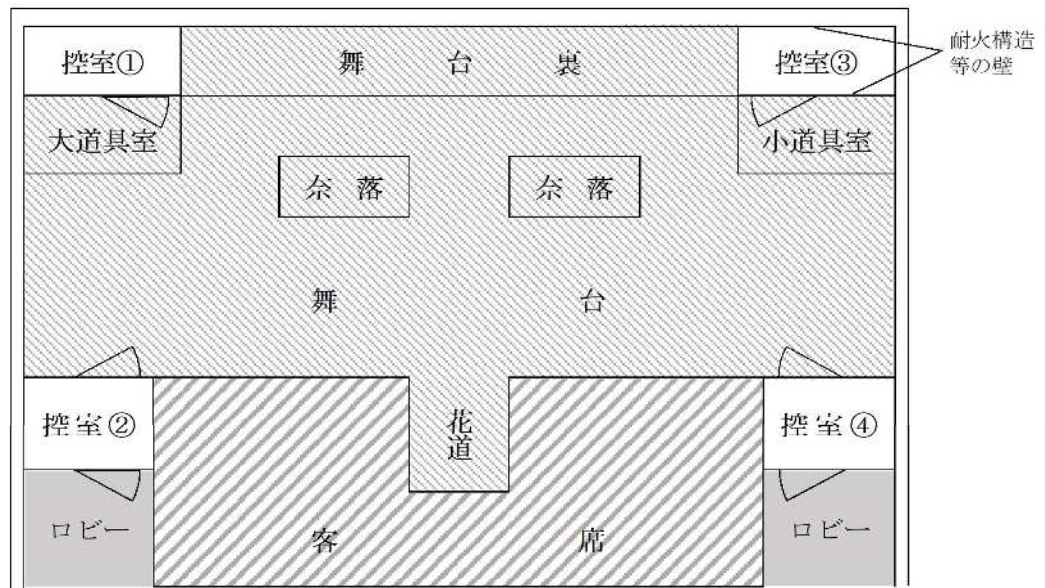
(ア) いす席、座り席、立見席等の客席部分

(イ) 客席内の通路部分

ウ 公衆の出入りする部分

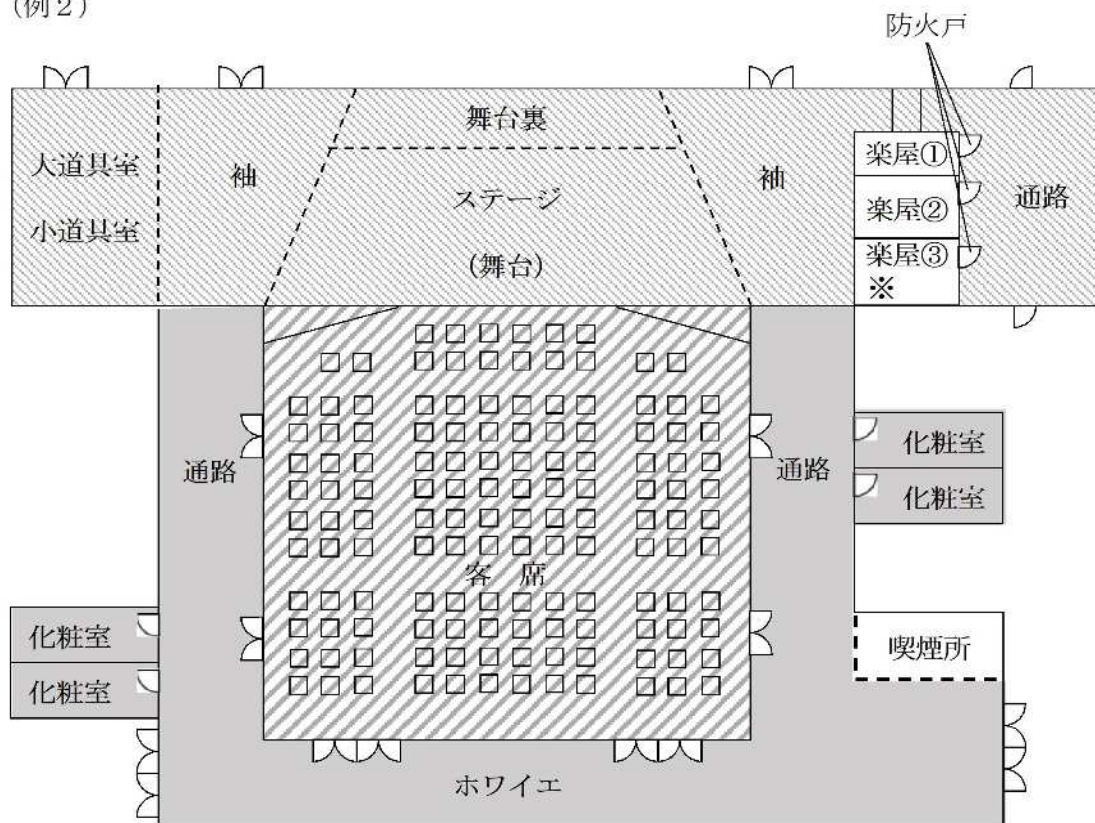
舞台及び客席以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆の利用に供する部分とすること。

(例 1)



控室①～④：5 (1) ア (イ) による区画 (戸は防火戸) なので規制対象外となる。

(例 2)



※ この場合の「楽屋①～③」はステージや袖部分と一定構造の隔壁で区画 (5 (1) ア (イ) による区画) され、かつその区画部分にある出入口に防火戸が設けられているので、規制される部分とはならない。

-  で示す部分は、舞台として規制の対象となる。
-  で示す部分は、客席として規制の対象となる。
-  で示す部分は、公衆 (顧客) の出入りする部分として規制の対象となる。

(2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店

舞台

(1) アと同様とする。ただし、客のカラオケに使用する等興行を行わない程度の舞台は除く。

(3) 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗

ア 売場

(ア) 商品陳列部分及びその間の通路

(イ) 食料品の加工室及び各種物品の加工処理室（以下「加工場等」という。）。ただし、次に掲げる場合を除く。

a 加工場等がア（ア）又はイに隣接しない場合

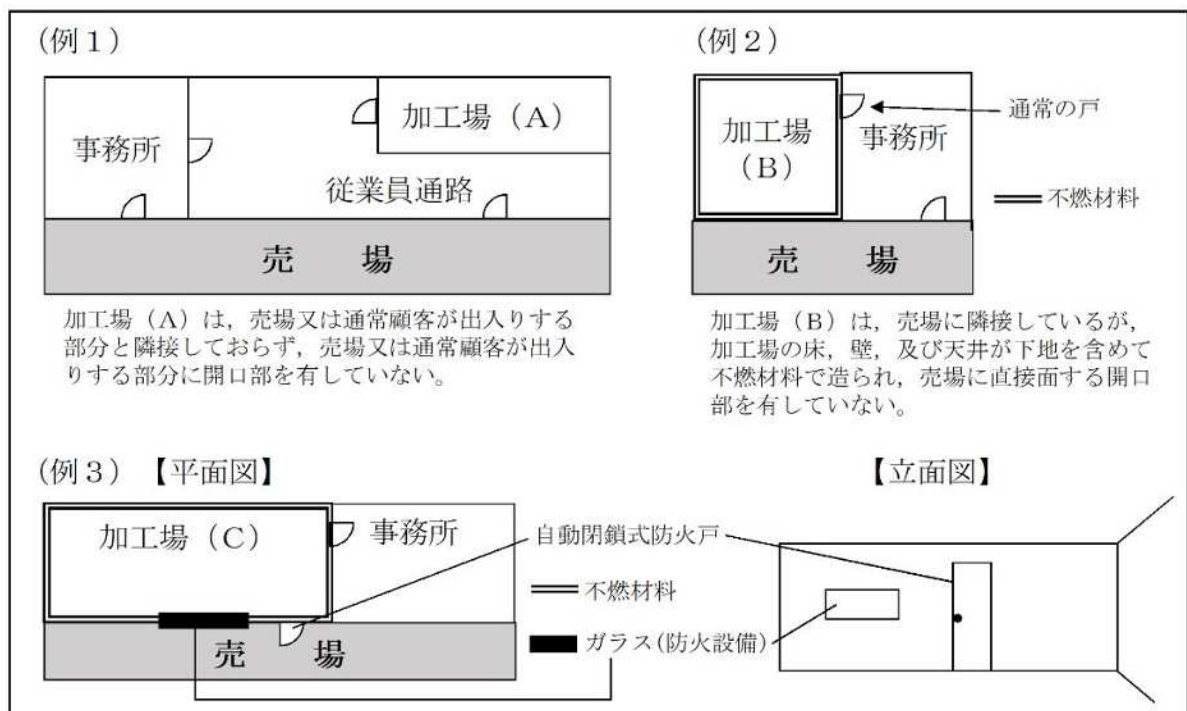
b 加工場等がア（ア）又はイに隣接し、かつ次の要件を全て満たす場合

(a) 加工場等の床、壁及び天井が下地を含めて不燃材料で造られている。

(b) ア（ア）又はイに直接面する部分の開口部に、防火設備であるガラス戸又は随時開くことのできる自動閉鎖式若しくは随時閉鎖できる煙感知器連動による自動閉鎖式（開口部周辺にスプリンクラー設備が設置されている場合を除く。）の防火設備が設置されている。

(c) 加工場等を貫通するダクトに防火ダンパーが設けられている。

【加工場等が売場に含まれない場合】



(ウ) スtock場。ただし、次に掲げる場合を除く。

a ア（ア）又はイに隣接しない場合

b ア（ア）又はイに隣接し、かつア（イ）bと同様の要件を満たしている場合

イ 通常顧客の出入りする部分（上記アの範囲を除く。）

(ア) 物産展、展覧会等を行う催事場

(イ) 次に掲げる飲食店及び休憩スペース

a 4（5）により百貨店として捉える飲食店

b 4（5）によらない休憩スペース

(ウ) 顧客が利用する屋上、バルコニー等の直接外気に開放された部分

(エ) 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等の顧客の利用に供する部分

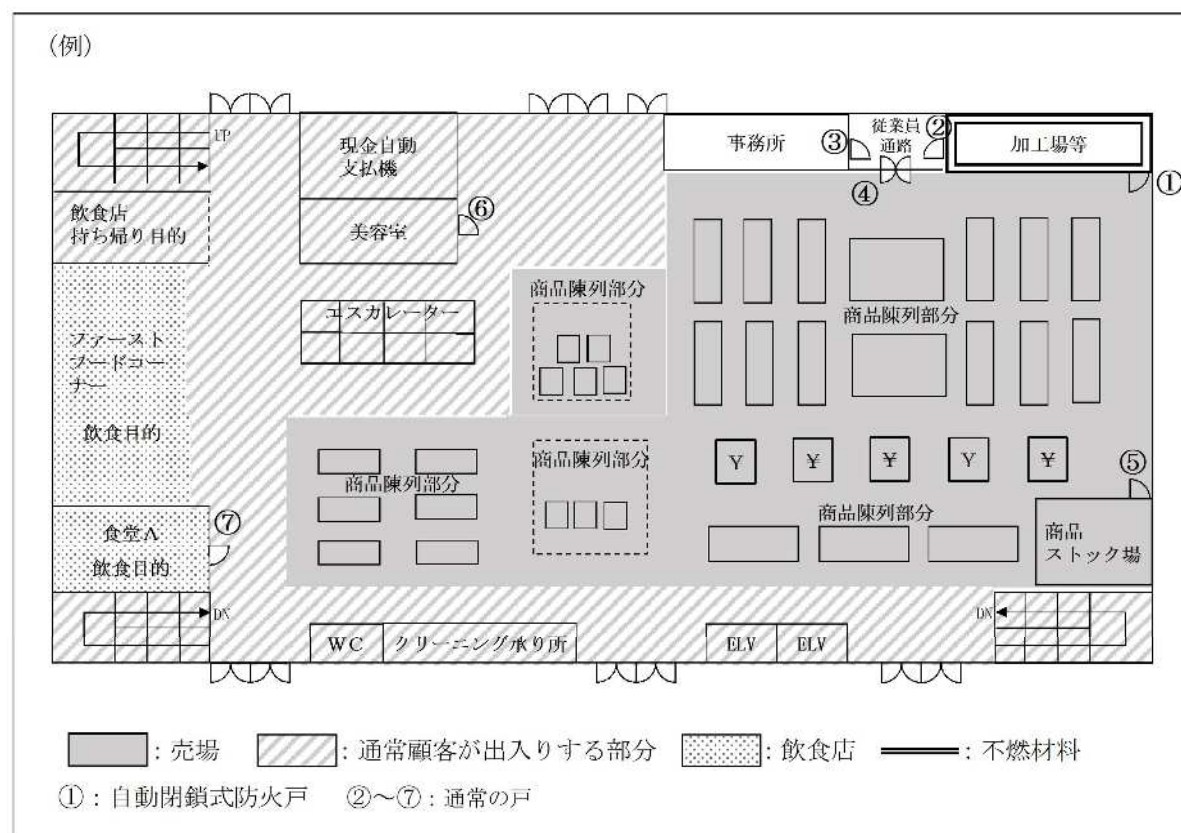
(オ) ア（ア）又はイ（ア）から（ウ）までに隣接している次に掲げる部分（ア（イ）bと同様の要件を満たしている部分を除く。）

a 写真の現像、洋服の仕立て、クリーニング等の各種承り所

b 手荷物一時預り所、買物品発送所、店内案内所等のサービス施設

c 美容室、写真室、貸衣装室、生活教室等で用途が一体をなしている兼営事業部分

【売場及び通常顧客の出入りする部分等の捉え方の例】



(4) 屋内展示場

公衆の出入りする部分

ア 展示部分及び催事場部分

イ 階段、廊下、通路、エスカレーター、エレベーター、便所、ロビー等の公衆の利用に供する部分

(5) 旅館、ホテル及び宿泊所

不特定多数の者を対象に、物品販売又は演劇、映画、演芸、音楽、舞踏、展覧等の催物が行われる部分（当該催物が行われる場合に限る。）

(6) 地下街

ア 売場

(3) アと同様とする。

イ 地下道

令別表第1に規定する（16の2）項の地下街の通路部分

（7）重要文化財等

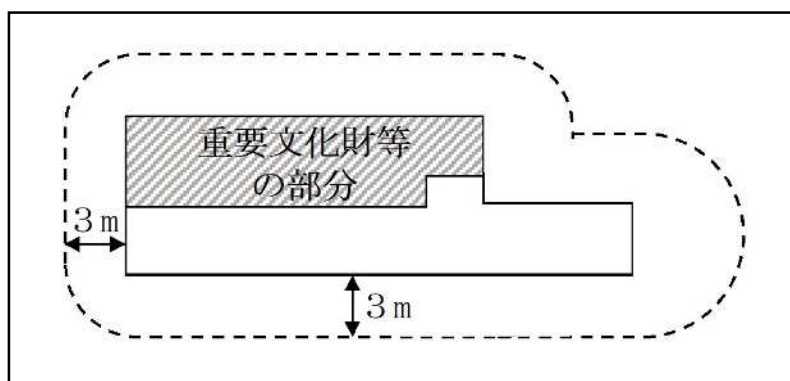
ア 重要文化財等の内部

建造物の壁体、内装又は居室のうち重要文化財等として指定されている部分（指定が一部の場合は、当該部分に限る。）。ただし、個人の住居の用に供する部分及び事務の用に供する部分は除く。

イ 重要文化財等の周囲

建造物の周囲3メートル以内（敷地外及び他の建築物が含まれる場合は当該部分を除いた部分）の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合は、これらを水平投影した範囲から周囲3メートルを加えた範囲

【重要文化財等の周囲の例】



（禁止行為の範囲）

6 喫煙、裸火使用及び危険物品持込み規制の範囲は、次のとおりとする。

（1）喫煙

マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為とする。

（2）裸火使用

裸火使用は、裸火を使用する行為とし、次によること。

ア 火気使用設備器具等を使用するもの

（ア）液体、固体又は気体燃料を熱源とするものは、裸火使用として取り扱うものとする。ただし、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式）は、裸火使用に含まないものとする。

（イ）電気を熱源とするものは、次のいずれかに該当するものを裸火使用として取り扱うものとする。ただし、トースター、ヘアードライヤー、オーブン等発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているものは、裸火使用に含まないものとする。

a 赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの

b 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度が概ね400度以上のもの）

イ ア以外のもの

（ア）ア以外の火炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するものは裸火使用として取り扱うものとする。ただし、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうちクリスマスクラッカー、平玉、巻玉を消費する行為については、裸火使用に含まないものとする。

（イ）ア以外の火炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するもののうち、電気を熱源とするものは、

(2) ア(イ)によるものとする。

(3) 危険物品持込み

危険物品持込みは、危険物品を持ち込む行為とする。ただし、常時携帯する軽易なもの及び次に掲げる行為は、危険物品持込みに含まないものとする。

ア 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗の売場において、次に掲げる商品（試供品及びサンプルを含む。）を陳列し、又は販売するために持ち込む行為

(ア) 容器に密閉された危険物に該当する製品で、一の解除承認単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満のもの

(イ) 可燃性固体類又は可燃性液体類に該当する製品で、一の解除承認単位当たりの数量が、条例別表第8に定める数量の5分の1未満のもの

(ウ) マッチで、一の解除承認単位当たりの取扱い総重量が、20キログラム未満のもの

(エ) ライター、こんろ用カートリッジボンベ等の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下同じ。）の適用が除外される容器入りの可燃性ガスで、一の解除承認単位当たりの取扱いガス総質量が、20キログラム以下のもの

(オ) 危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するエアゾール製品

イ 屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器に密閉されたものに限る。）

ウ 自動車、原動機付自転車等の車両を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）

エ 潤滑油、燃料等が密閉状態で内蔵されている工作機械、農業用機械等の機器を持ち込み、又は使用する行為

オ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為

カ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

キ 日常の清掃、施設管理等のためのクリーナー、潤滑油スプレー、殺虫剤等の危険物品を使用する行為

ク 日常の手指消毒用に、消防法別表第1に定める第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納するものに限る。）を使用する行為

ケ クリスマスクラッカー、平玉、巻玉を消費するために持ち込む行為

(4) その他禁止行為に該当しないもの

ア 公会堂、集会場等における次に掲げる行為は、禁止行為に該当しないものとする。

(ア) 祭り、伝統芸能等の伝統的行事における提灯、かがり火等の使用

(イ) 宗教的行事における灯明、線香、ストーブ等の使用

(ウ) 茶室、給湯室等における室の本来の機能を活用した裸火使用

イ 重要文化財等における次に掲げる行為は、禁止行為に該当しないものとする。

(ア) ア(ア)、(イ)、(ウ)の行為

(イ) 飲食店、宿泊所等の営業を営む場所における喫煙、裸火使用及び危険物品持込み

(ウ) 採暖のためのストーブ使用、萱葺屋根整備のための燻蒸等施設の維持管理のための裸火使用及び危険物品持込み

(指定場所と禁止行為)

7 指定場所ごとの禁止行為の種類における解除承認の可否は別表第1によるものとする。

(標識の設置要領)

8 条例第23条第2項及び第4項各号に規定する標識は、次の区分に応じて設けるものとする。

(1) 設置箇所等

ア 条例第23条第2項に規定する標識は、新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号）第2条に定めるほか、次の表の例により設けるものとする。

指定場所	標識	設置箇所
劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場	禁煙	舞台の入口、客席の入口、客席の前面、正面舞台の側壁又は柱等
	火気厳禁	舞台の入口、客席の入口
	危険物品持込厳禁	入場者用の入口
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店	禁煙	舞台の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	
百貨店、マーケット、その他の 物品販売業を営む店舗、屋内展 示場、重要文化財等	禁煙	入場者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	

イ 重要文化財等に設置する標識は、次に掲げる場合は、設置を省略することができるものとする。

（ア）建造物の内部が全て指定場所の範囲から除外される場合

（イ）橋、門、鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造である場合

ウ 条例第23条第4項第1号に規定する標識は、入場者用の入口の見やすい箇所に設けるものとする。

エ 条例第23条第4項第2号に規定する標識は、当該場所の形態に応じた公衆の目にふれやすい箇所に設けるものとする。

（2）設置個数

標識の設置個数は、指定場所の規模及び形態に応じた数とするものとする。

（喫煙所の設置）

9 喫煙所は、次によるものとする。

（1）喫煙所を設ける部分の取扱い

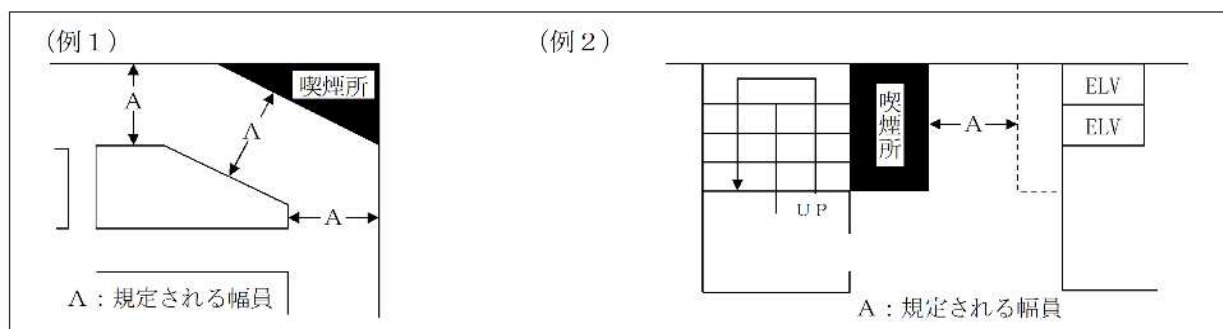
喫煙所は、指定場所以外の部分に設けるものとする。ただし、指定場所以外の部分が存しない防火対象物で次の（2）（3）の全てを満たす場合に限り、指定場所に喫煙所を設けることができる。

（2）喫煙所の設置基準

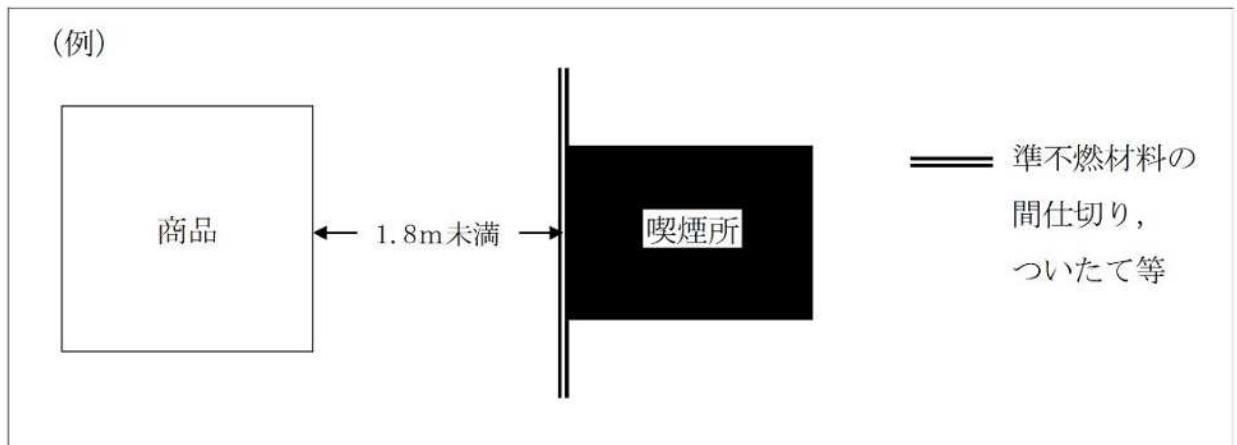
ア 設置位置は次によること。

（ア）通行及び避難上支障のない位置に設けること。

（イ）廊下、通路等に設ける場合は、当該廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を確保する位置に設けること。



(ウ) 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離で1.8メートル以上を確保する位置に設けること。ただし、震災時に周囲の商品等の可燃物が喫煙所内に転倒落下しないよう固定され、かつ、十分な高さがある準不燃材料の間仕切り、つい立て等で防火上有効に遮断される場合はこの限りでない。



(エ) 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作障害とならない位置に設けること。

イ 喫煙所の範囲を明示するつい立、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。

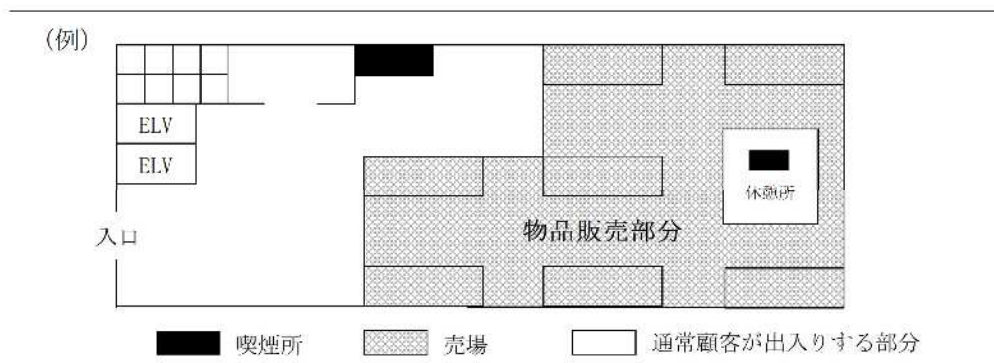
ウ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等の喫煙に必要なもの以外は置かないこと。

エ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

(3) 喫煙所の設置要領

指定場所ごとの設置要領は、次によること。

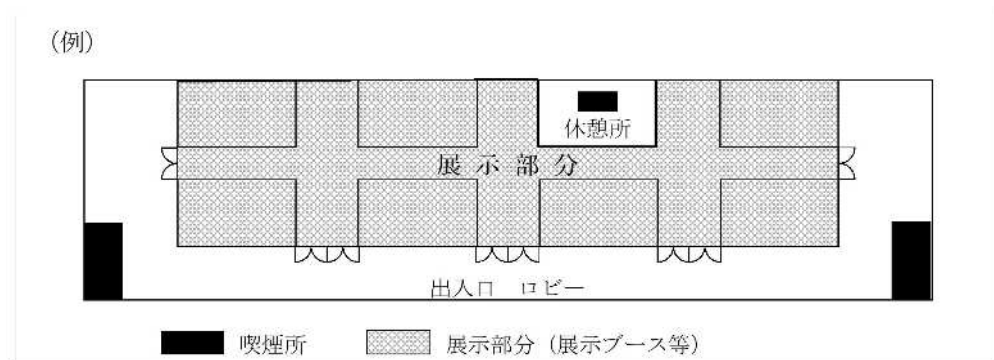
ア 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
売場以外の場所に設けること。



イ 屋内展示場

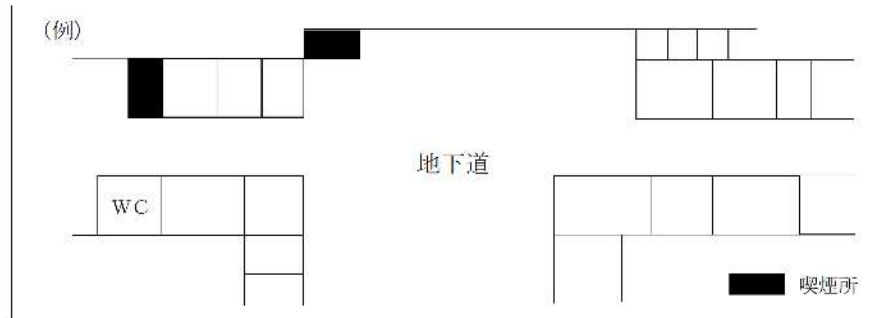
(ア) 展示部分及び催事場部分以外の場所に設けること。

(イ) 展示場の規模に応じたスペースを確保すること。



ウ 地下街

売場、地下道の通行及び避難上支障のない場所に設けること。



(4) 設置上の留意事項

ア 設置場所、設置個数等については、指定場所の規模、形態、顧客の滞留状況を勘案し、実態に即したものとすること。

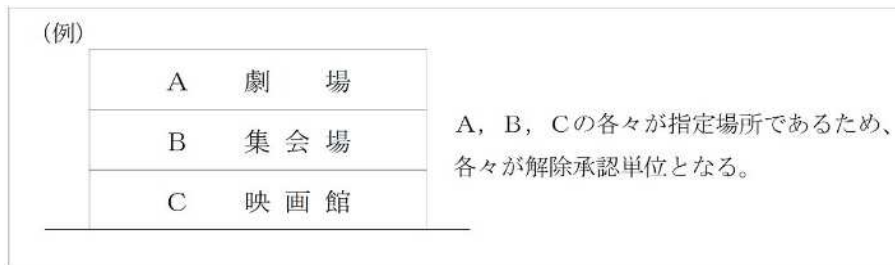
イ 施設管理者と使用者が異なる場合は、施設管理者が喫煙所の設置基準及び設置要領のレイアウトを定めた上で、使用者が喫煙管理を行うよう注意喚起すること。

(解除承認の基本的事項)

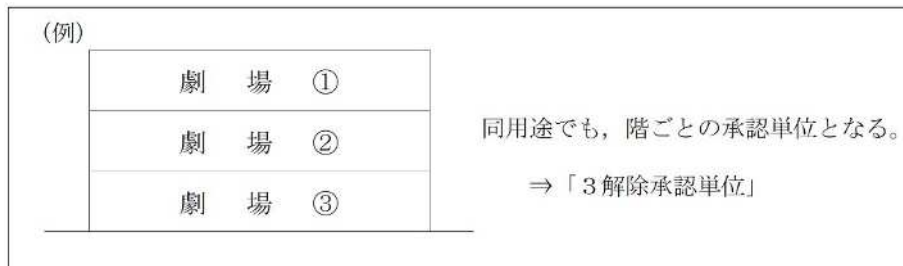
1 0 解除承認の基本的事項は次によること。

(1) 解除承認単位の取扱い

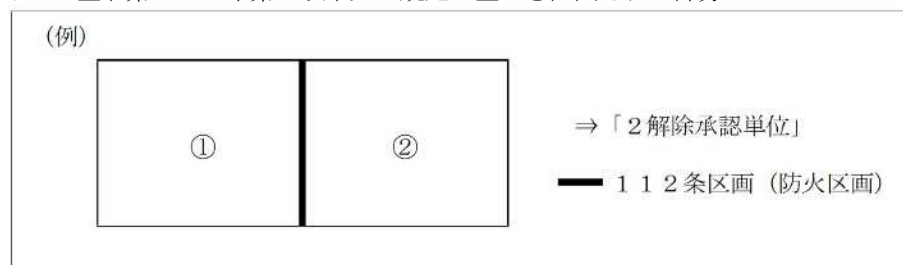
原則として指定場所ごとを一の解除承認単位とするものとする。ただし、次のアからウまでに掲げる場合は、その部分を一の解除承認単位として取り扱うものとする。



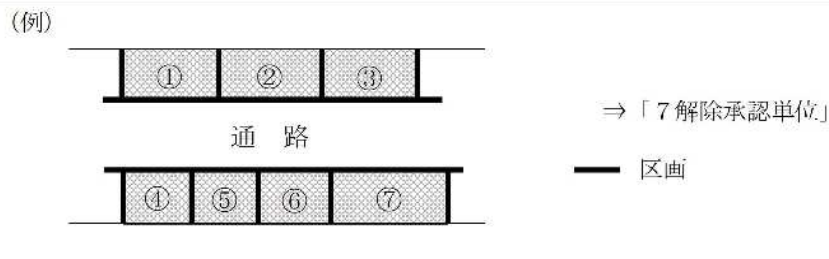
ア 階ごとをそれぞれ一の解除承認単位とする。



イ 建基令第112条第1項本文の規定に基づき区画された部分



ウ 地下街の各店舗



(2) 解除承認基準

解除承認の基準は、別表第2－1から別表第2－6までに定めるところによるものとする。

(3) 解除承認基準の補完

解除承認の基準に適合している場合であっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、火災予防上特に必要と認めるときは、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせるものとする。

(解除承認の申請及び処理)

1 1 解除承認の申請及び処理に係る事項については、次によること。

(1) 解除承認の申請要領

ア 申請は、指定場所ごとに行うものとする。ただし、(2)アに掲げる恒常的な行為にかかる申請にあつては当該申請に係る場所ごととする。

イ 解除承認の適用を受けようとするものは、別記様式第1号の禁止行為解除承認申請書（以下「別記様式第1号」という。）に解除承認申請場所の存する階の平面図（消防用設備等の設置個所が明示されたもの）、使用する設備、器具の仕様、危険物品の種別、数量、貯蔵取扱い方法等の図書（以下「関係図面」という。）を添付して、2部所轄消防署長（以下「署長」という。）に提出するものとする。ただし、事情の変更のない状態で更新するものにあつては、関係図面の添付は省略することができる。

(2) 解除承認の期間

ア 解除承認は、1年未満の範囲であつて、当該行為に必要な期間とすること。ただし、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認は、承認内容に変更が生じない限り、解除承認は継続され、新たな申請は必要ないものとする。

(ア) 恒常的に火気使用設備器具等を使用する行為

(イ) 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

イ 解除承認に係る承認内容の遵守状況については、立入検査時に確認するものとする。ただし、レイアウト、テナント変更等について認知した場合は、適宜現地確認をすること。

(3) 解除承認の処理要領

ア 署長は、別記様式第1号を受理したときは、その内容が解除承認基準に適合しているものについて、申請書に消防長印を押印し、その1部を申請者に返付するものとする。

イ 承認番号は「○第 号」とし、○印には、署の記号（北、東、中、江、秋、南、西、蒲の別）を付するものとする。

(4) 解除不承認の処理要領

署長は、別記様式第1号を受理したときは、その内容が解除承認基準に適合しないものについて、その1部に理由を記し申請者に返付するものとする。

(解除承認の審査及び現地調査)

1 2 解除承認の審査及び現地調査については次によること。

(1) 確認事項

- ア 解除承認を行う妥当性を有する行為であること。
- イ 当該行為が必要最小限の範囲であること。
- ウ 解除承認の基準に適合していること。
- エ 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。
- オ 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- カ 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により特性、性能及び安全性が確認できること。
- キ 申請に係る行為、機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- ク 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。

(2) 現地調査を省略できるもの

- ア 喫煙行為のみの申請
- イ スモークマシンの発煙に伴う危険物品持込み行為のみの申請
- ウ 申請場所及び行為内容を同じくする繰り返しの申請
- エ 現地調査以外の方法で持ち込む機器、行為内容等の確認ができる場合の申請
- オ アからエまでに掲げるもののほか、署長が軽微な申請内容であると認めるもの
(解除承認の取消し)

1 3 署長は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 解除承認の基準に適合しなくなったとき
- (2) 申請事項に変更が生じたとき
- (3) 解除承認場所から火災が発生したとき
(解除承認取り消しの処理)

1 4 前項の規定により承認を取り消すときは、別記様式第2号の禁止行為解除承認取消書により申請者に通知するものとする。

(協議)

1 5 この基準の運用にあたり疑義が生じた場合は、規制指導課長と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和60年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行以前に解除承認されたものについては、昭和61年12月25日までにその効力を有するものとする。ただし、この基準施行以前に解除承認されたもので、この基準による解除承認を受けたいときはこの期間内においても、解除承認を受けることができる。

附 則 (平成2年新予第226号)

この通達は、平成2年5月23日から施行する。

附 則 (平成19年新消予第880号)

この通達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年新消予第386号)

この通達は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年新消予第451号)

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現にこの基準による改正前の9の承認を受けている者は、この基準の11(3)の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認を受けたものとみなされるものに係る承認期間は、承認を受けた際の改正前の7の解除承認期間とする。

附 則 (令和6年新消設第82号)

この通達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 指定場所ごとの禁止行為の解除承認の可否

指定場所		禁止行為の種類		
		喫煙	裸火	危険物品 持込み
劇場、映画館、演芸場、 観覧場	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	公衆の出入りする部分	／	／	○
公会堂、集会場 注 1	舞台	○	○注 4, 5, 6	○
	客席	×	○注 4, 5, 6	○
	公衆の出入りする部分	／	／	○
キャバレー、ナイトクラ ブ、ダンスホール、 飲食店	舞台	○	○	○
百貨店、マーケット、 その他の物品販売業を営 む店舗 注 2	売場	△ 注 3	○	○
	通常顧客の出入りする部分	△ 注 3	○	○
屋内展示場 注 2	公衆の出入りする部分	△ 注 3	○	○
旅館、ホテル、宿泊所	催物の行われる部分	使用用途に応じて取り扱う		
地下街	売場	△ 注 3	○	○
	地下道	△ 注 3	×	×
重要文化財等	建築物の内部	個人の住居、事務の用 に供する部分（※）	／	／
		（※）以外の部分	○ 注 7	○注 4, 5, 6, 7, 8
	建築物の周囲		△ 注 7	○注 4, 5, 6, 7, 8

備考 「○」は解除承認が可能な場所、「×」は解除承認が不可能な場所、「△」は解除承認が不可能な場所（規制対象外となる場合があるもの）、「／」は規制を受けない場所を示す。

注 1 地域の集会場で利用者が限定されるものは規制対象外

注 2 床面積の合計が 1,000 m²以上のものに限る。

注 3 喫煙所（条例第 23 条第 4 項第 2 号に規定する喫煙所）は規制対象外

注 4 祭り、伝統芸能等の伝統的行事における提灯、かがり火等の使用は規制対象外

注 5 宗教的行事における灯明、線香、ストーブ等の使用は規制対象外

注 6 茶室、給湯室等における室の本来の機能を活用した裸火使用は規制対象外

注 7 飲食店、宿泊所等の営業を営む場所における喫煙、裸火使用及び危険物品持込みは規制対象外

注 8 採暖のためのストーブ使用、萱葺屋根整備のための燻蒸等施設の維持管理のための裸火使用及び危険物品持込みは規制対象外

別表第 2-1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 5 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用（瞬間的な火炎を除く。）	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置（注 1）が講じられていること。 (4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 (6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第 3 章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次によること。 (ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（注 2） a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b a の範囲内及びその範囲の周囲 2m 以内の床面を防火性能を有する材料（注 3）で覆うこと。 (イ) 火炎を有するもの（注 4） 周囲の可燃物から、表 1 に掲げる距離以上の距離を確保していること。

表 1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

		(2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。 (3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 3 火薬類（注 5）を消費するもの (1) 火花を噴き出す煙火（注 6）は、次に定めるところによること。 ア 煙火は、固定して消費すること。 イ 消費中の煙火を移動しないこと。 ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。 (ア) 上方に噴き出す場合 a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 b a の範囲内及びその範囲の周囲 2m 以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。 c a の範囲内並びにその範囲の上方 4m 及び周囲 2m 以内には、可燃物を置かないこと。 d a の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。 (イ) 斜めに噴き出す場合 a 吹き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。 b 吹き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。 c 吹き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方 4m 及び周囲 2m の部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 d c の範囲内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。 e b の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。 (ウ) 下方に噴き出す場合 a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 b a の範囲内及びその範囲の周囲 2m 以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。 c a の範囲内並びにその範囲の上方 2m 及び周囲 2m 以内には、可燃物を置かないこと。 d a の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。 エ 実験（注 7）により特性を確認したものであること。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員（注 8）が取り扱うこと。 カ 煙火消費において、排煙の措置を講ずること。 キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
--	--	---

	ク 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 (2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。 ア 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 ウ 煙火は、<u>飛しようするもの（注9）</u>でないこと。 エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 オ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの 2 (1) イ（ア）の規定に適合するものであること。 (2) 火炎を有するもの 2 (1) イ（イ）の規定に適合するものであること。 (3) <u>微小な火源を有するもの（注10）</u> 演出上必要最小限の範囲内であること。 (4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注11）</u> 演出上必要最小限の範囲内であること。 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。
裸火使用 （瞬間的な火炎による裸火）	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 (6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 気体燃料を熱源とするもの (1) <u>機器は、安定した火炎を発生できるもの（注12）</u>であること。 (2) <u>カートリッジ式のもの（注13）</u>に限ること。 (3) <u>燃料の逆流を防止する構造又は対策（注14）</u>が講じられていること。 (4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。 (5) 燃料への点火は、電気点火とすること。 (6) 床面等に固定して使用すること。 (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。 (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。 ア 上方に噴き出す場合 (ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

		b a の範囲の上方及び側方にそれぞれ表 3 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置（注 15）が講じられていること。 c a の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 3 に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。 d a の範囲の周囲 6m には観客がないこと。 (イ) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒を超え 5 秒未満のもの a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 4 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b a の範囲の上方及び側方にそれぞれ表 5 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 c a の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 5 に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。 d a の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。 イ 斜めに噴き出す場合 (ア) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒以内のもの a 吹き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。 b 吹き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 2 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 c 吹き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 3 に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 d b 及び c の範囲内には、演技者等がないこと。 e b の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。 (イ) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒を超え 5 秒未満のもの a 吹き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。 b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 4 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 c 吹き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 5 に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 d b 及び c の範囲内には、演技者等がないこと。 e b の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。
--	--	---

表 2

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25				50					
	300 以内	25				50					100
	400 以内	25				50				100	
	500 以内	25				50				100	
	600 以内	25				50				100	
	700 以内	25				50				100	
	800 以内	25				50				100	

表 3

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200			
	300 以内	50	100		150	200			300		
	400 以内	50	100		150	200		300			
	500 以内	50	100	150	200		300				
	600 以内	50	100	150	200		300				400
	700 以内	50	100	150	200		300			400	
	800 以内	50	100	150	200		300			400	

表 4

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100			150				
	300 以内	25	50	100		150				200	
	400 以内	25	50	100		150			200		
	500 以内	25	50	100		150		200			300
	600 以内	50		100		150		200			300
	700 以内	50		100		150		200		300	
	800 以内	50		100		150		200		300	

表 5

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200 以内	100	150	200	300					400	
	300 以内	100	200	300			400				500
	400 以内	150	200	300		400			500		
	500 以内	150	200	300	400			500		600	
	600 以内	150	200	300	400		500		600		
	700 以内	150	200	300	400	500			600		700
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700	

3 液体燃料を熱源とするもの

- (1) 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ消費量が 100ml 以内であること。
 - (2) 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。
 - (3) 2 (1)、(3) 及び (5) から (8) までの規定を準用すること。
 - (4) 2 (8) において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲 1m 以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。
 - (5) (4) の床面に可燃物がある場合には、JISA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。
- 4 直接屋外に開放された場所における使用については、2 及び 3 の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

危険物品持込み

- 1 消火器を付加設置すること。
- 2 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。
- 3 従業員等による監視体制が講じられていること。
- 4 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 危険物
危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。
 - (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類
条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。
 - (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 16）に限る。）
容器の許容充填ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。
 - (4) 火薬類
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回の公演当たり次の個数以下であること。
ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さ（注 17）が 8m 以上の劇場の場合
 (ア) 0.1g 以下のものは、50 個
 (イ) 0.1g を超え 15g 以下のものは、10 個
 (ウ) 0.1g を超え 5g 以下のものは、(イ) に含まれる個数を除き 10 個

		イ ア以外の場合 (ア) 0.1g 以下のものは, 50 個 (イ) 0.1g を超え 15g 以下のものは, 10 個 5 直接屋外に開放された場所における持込みについては, 4 の規定にかかわらず, 演出上必要最小限の範囲内であること。
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。ただし, 火花を噴き出す煙火については, 認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 消火器を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除承認される範囲は, 次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

注 1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは, 1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

注 2 「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には, グライNDER, アーク溶接等が含まれるものであること。

注 3 「防火性能を有する材料」とは, 次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料のうち, 解除承認を受けようとする裸火を用いた実験, 過去の使用実績等により安全が確認できたもの

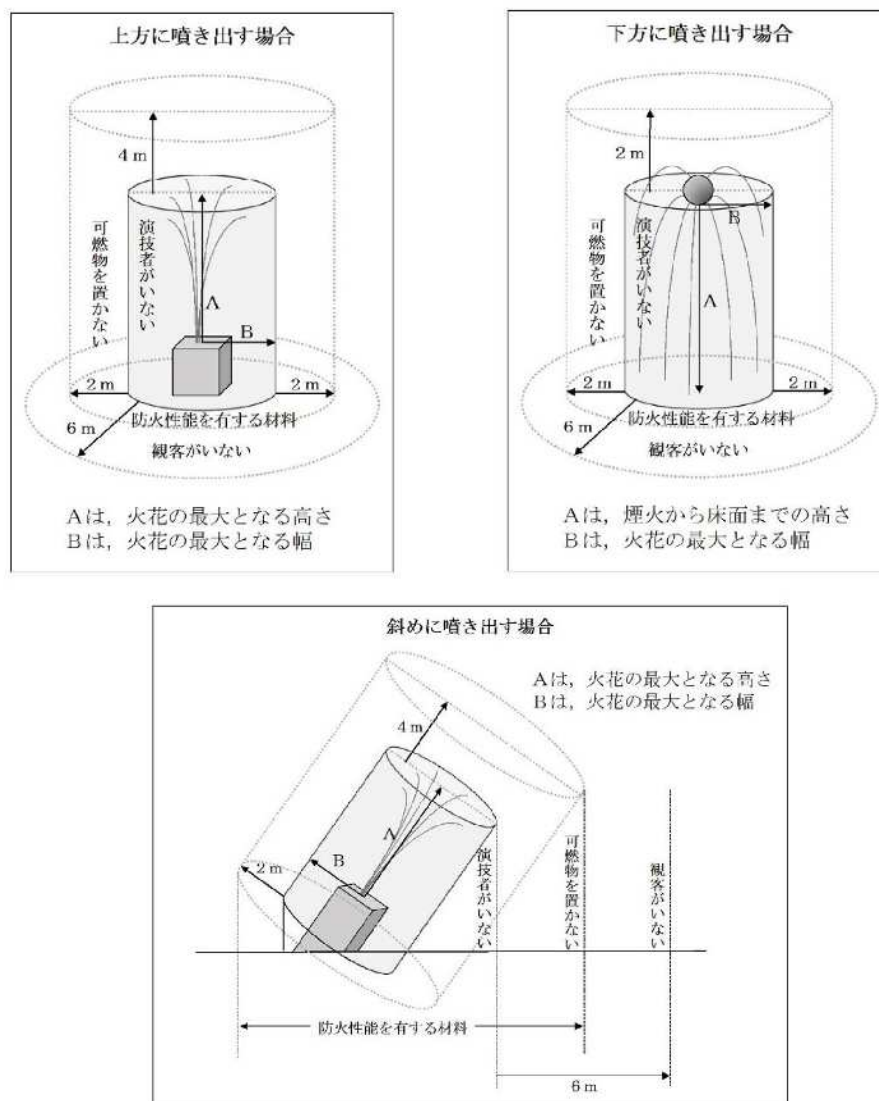
(3) 消防法第 8 条の 3 に規定する防災物品のうち, 解除承認を受けようとする裸火を用いた実験, 過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注 4 「火炎を有するもの」には, ハンディトーチ, ろうそく, ライター等が含まれるものであること。

注5「火薬類」の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- (2) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬等の量ごとに各々の個数以下としなければならない。
- (3) 消費する場合は、「裸火使用」と「危険物品持込み」両方の審査を行う。

注6「火花を噴き出す煙火」の周囲は次によること。



注7「実験」とは、メーカー実験や試し打ち、過去の類似舞台における使用実績等のことをいう。

注8「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注9「飛ばしもの」とは、ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火のことをいう。

注10「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注 11「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等を手品等で燃焼させた炎のことをいう。

注 12「機器は安定した火炎を発生できるもの」とは、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものであること。

注 13「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下同じ。）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注 14「燃料の逆流を防止する構造又は対策」とは、機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものであること。

注 15「JIS A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置」とは、JIS A1323A 種、JISA1323B 種及び JIS A1323C 種に適合する工事用シート（※）を用いて、すき間が生じることのないように可燃物が養生されていることをいう。

※ A 種は厚さ 9mm、B 種は厚さ 4.5mm、C 種は厚さ 3.2mm の火花発生用鋼板を溶断するとき、発生する火花に対し発炎及び防火上有害な貫通孔が生じないもの。

注 16「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに定められているものをいう。

注 17「舞台部の空間の高さ」は次のことをいう。

(1) 舞台床面から天井部の設備等（すのこ、バトン、ワイヤー等をいう。以下同じ。）の下端までの高さ

(2) 天井部の設備等の下端部分の下方に可燃物がある場合は、当該可燃物までの高さ

別表第 2-2 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 幕類及び大道具用の合板が防災処理されていること。 5 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置（注 1）が講じられていること。 (4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 幕類及び大道具用の合板が防災処理されていること。 (6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第 3 章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次によること。 (ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（注 2） a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b a の範囲内及びその範囲の周囲 2m 以内の床面を防火性能を有する材料（注 3）で覆うこと。 (イ) 火炎を有するもの（注 4） 周囲の可燃物から、表 1 に掲げる距離以上の距離を確保していること。

表 1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

	3 火薬類を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する<u>専従員（注 5）</u>が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの 2 (2) イ（ア）の規定に適合するものであること。 (2) 火炎を有するもの 2 (2) イ（イ）の規定に適合するものであること。 (3) <u>微小な火源を有するもの（注 6）</u> 演出上必要最小限の範囲内であること。 (4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注 7）</u> 演出上必要最小限の範囲内であること。 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2 から 4 までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。
危険物品持込み	1 消火器を付加設置すること。 2 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 3 従業員等による監視体制が講じられていること。 4 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（<u>高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 8）</u>に限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 (4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個 5 直接屋外に開放された場所における持込みについては、4 の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

注 1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは、1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

注 2 「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には、グラインダー、アーク溶接等が含まれるものであること。

注 3 「防火性能を有する材料」とは、次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

(3) 消防法第8条の3に規定する防災物品のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注4「火炎を有するもの」には、ハンディトーチ、ろうそく、ライター等が含まれるものであること。

注5「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注6「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注7「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等を手品等で燃焼させた炎のことをいう。

注8「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに定められているものをいう。

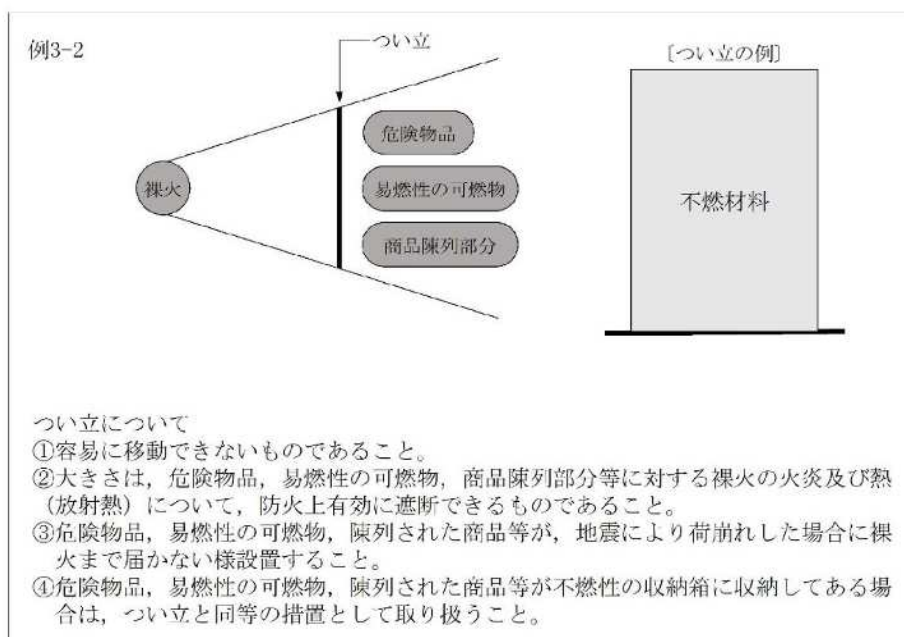
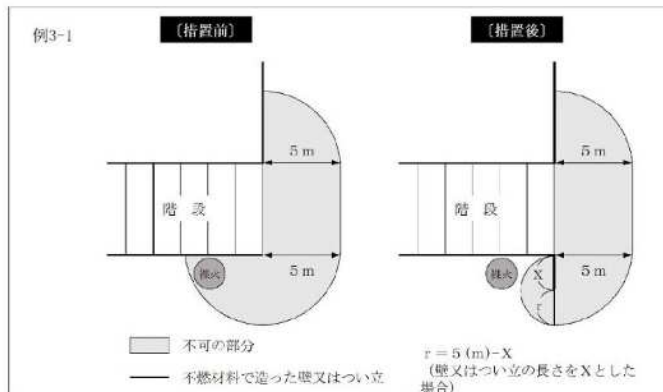
別表第 2-3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (5) 出入口、階段等、危険物品、<u>易燃性の可燃物（注 1）</u>、商品陳列部分等から<u>水平距離で 5m 以上離れていること（注 2）（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合（注 3）を除く。）</u>。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第 3 章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。 ア 裸火を使用する場所の壁及び天井は不燃材料で造り、次によること。ただし、最大消費熱量が 12kw 以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。 （ア）売場に面する通行の用に供する開口部は、不燃材料で造った扉を設けること。 （イ）（ア）を除く売場に面する開口部は、不燃材料で造られた天井から 50cm 以上の垂れ壁及び床から 1m 以上の腰壁を設けること。 （ウ）（ア）及び（イ）を除く売場に面する開口部は、不燃材料で防火上有効に遮断すること。ただし、1（5）の要件を満たす場合を除く。 イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 （ア）消費量は 1 個につき 70kw 以下であり、総消費量は同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して 210kw 以下であること。ただし、<u>自動消火装置（注 4）</u>を設置した部分は合算しない。 （イ）<u>ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（注 5）</u>が設置されていること（<u>カートリッジ式のもの（注 6）</u>を除く。） （ウ）液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。 ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して 1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。 3 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場合は、不燃性の天蓋及びその排気筒が、屋外に通ずる様に設けられていること。

	危険物品持込み	1 消火器を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で <u>6m 以上（注 2）</u>（危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は <u>3m 以上（注 2）</u>）その他の危険物品については水平距離で <u>3m 以上（注 2）</u> 離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で 5m 以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除承認される範囲は、同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。 (3) マッチ 40kg 未満であること。 (4) 可燃性ガス容器（<u>高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 7）に限る。</u>） 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 (5) がん具用煙火 a 「SF マーク（注 8）」が付されているもの 総薬量 5kg に相当する個数未満であること。 b 「SF マーク」が付されていないもの 総薬量 5kg に相当する個数未満（SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。）であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場合は、不燃性の天蓋及びその排気筒が、屋外に通ずる様に設けられていること。
通常顧客の出入りする部分（ <u>催事場等（注 9）</u> ）	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (4) 出入口、階段等、危険物品、易燃性の可燃物、展示品陳列部分、客席等から水平距離で 5m 以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第 3 章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、

	当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。 ア 消費量は1個につき70kw以下であること。 イ 総消費量は同一解除承認単位内に存する売場における消費量と合算して210kw以下とすること。ただし、自動消火装置を設置した部分は合算しない。 ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。） エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。 (4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除承認単位内に存する売場における使用量と合算して、1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。 3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。
危険物品持ち込み	1 消火器を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危規則第44条第2項から第5項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。） 4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除承認される範囲は、同一解除承認単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) マッチ 40kg 未満であること。 (4) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 (5) がん具用煙火 a 「SF マーク」が付されているもの 総薬量5kgに相当する個数未満であること。 b 「SF マーク」が付されていないもの 総薬量5kgに相当する個数未満（SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。）であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。 7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。

注3「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



注4「自動消火装置」とは、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用の簡易自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその附属設備により構成されたもので、平成5年12月10日付け消防予第331号消防庁通知にて示された「フード等簡易自動消火装置の性能及び設置基準」に適合するものをいう。

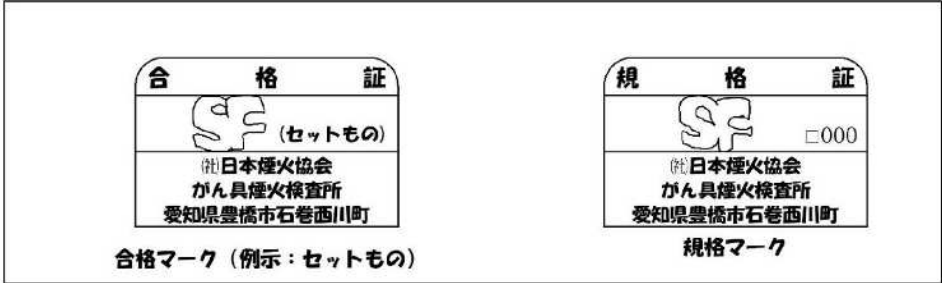
注5「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下同じ。）第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注6「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注7「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。

注 8「SF マーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SF マーク



注 9「催事場等」とは、運用基準 5(3)イ (ア) から (オ) b までのものをいう。

注 10「兼営事業部分」とは、運用基準 5(3)イ (オ) c をいう。

別表第 2-4 屋内展示場

公衆の出入りする部分

指定場所	禁止行為	解除承認の基準																																																																																																																																					
	喫煙	認めないものとする。																																																																																																																																					
	裸火使用	1 共通事項 (1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) <u>使用者が裸火使用を容易に停止できる措置（注 1）が講じられていること。</u> (4) 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (6) 出入口、階段等、危険物品、<u>易燃性の可燃物（注 2）</u>、展示品陳列部分、客席等から水平距離で 5m 以上離れていること（注 3）（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合（注 4）を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第 3 章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次によること (ア) <u>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（注 5）</u> a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b a の範囲内及びその範囲の周囲 2m 以内の床面を<u>防火性能を有する材料（注 6）</u>で覆うこと。 (イ) <u>火炎を有するもの（注 7）</u> 周囲の可燃物から、表 1 に掲げる距離以上の距離を確保していること。 表 1 単位：cm <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="10">火炎の幅</th></tr><tr><th>20 以内</th><th>40 以内</th><th>60 以内</th><th>80 以内</th><th>100 以内</th><th>120 以内</th><th>140 以内</th><th>160 以内</th><th>180 以内</th><th>200 以内</th></tr><tr><td rowspan="10">火炎の長さ</td><td>20 以内</td><td>60</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td>110</td><td colspan="2">120</td><td colspan="2">130</td><td>140</td></tr><tr><td>40 以内</td><td>80</td><td>110</td><td>130</td><td>150</td><td>160</td><td>170</td><td>180</td><td>190</td><td>200</td><td>210</td></tr><tr><td>60 以内</td><td>100</td><td>130</td><td>160</td><td>180</td><td>200</td><td>220</td><td>230</td><td>250</td><td>260</td><td>270</td></tr><tr><td>80 以内</td><td>110</td><td>160</td><td>190</td><td>210</td><td>240</td><td>250</td><td>270</td><td>290</td><td>300</td><td>320</td></tr><tr><td>100 以内</td><td>120</td><td>170</td><td>210</td><td>240</td><td>270</td><td>290</td><td>310</td><td>330</td><td>340</td><td>360</td></tr><tr><td>120 以内</td><td>130</td><td>190</td><td>230</td><td>260</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>360</td><td>380</td><td>400</td></tr><tr><td>140 以内</td><td>140</td><td>200</td><td>250</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td><td>430</td></tr><tr><td>160 以内</td><td>150</td><td>220</td><td>270</td><td>310</td><td>340</td><td>370</td><td>400</td><td>420</td><td>440</td><td>470</td></tr><tr><td>180 以内</td><td>160</td><td>230</td><td>280</td><td>320</td><td>360</td><td>390</td><td>420</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td></tr><tr><td>200 以内</td><td>170</td><td>240</td><td>300</td><td>340</td><td>380</td><td>410</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td><td>530</td></tr></table> (2) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。 ア 消費量は 1 個につき 70kw 以下であり、総消費量は 210kw 以下とすること。			火炎の幅										20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530
		火炎の幅																																																																																																																																					
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内																																																																																																																												
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140																																																																																																																												
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210																																																																																																																												
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270																																																																																																																												
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320																																																																																																																												
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360																																																																																																																												
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400																																																																																																																												
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430																																																																																																																												
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470																																																																																																																												
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500																																																																																																																												
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																																																																																																												

	イ ガス過流出防止装置又は<u>ガス漏れ早期発見のための装置（注 8）</u>が設置されていること（<u>カートリッジ式のもの（注 9）</u>を除く。） 3 火薬類を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する<u>専従員（注 10）</u>が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの 2 (1) イ（ア）の規定に適合するものであること。 (2) 火炎を有するもの 2 (1) イ（イ）の規定に適合するものであること。 (3) <u>微小な火源を有するもの（注 11）</u> 展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。 (4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注 12）</u> 展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2 から 4 までの規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。
危険物品持込み	1 消火器を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で <u>6m 以上（注 3）</u>（危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は <u>3m 以上（注 3）</u>）その他の危険物品については水平距離で <u>3m 以上（注 3）</u> 離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で 5m 以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。 (3) マッチ 40kg 未満であること。 (4) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ア 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 (ア) 容量 2kg 以下の容器に限ること。 (イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 (ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。 (エ) 容器は、連結して使用しないこと。

	(5) がん具用煙火を除く火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個 (6) がん具用煙火 a 「SF マーク(注 13)」が付されているもの 総薬量 5kg に相当する個数未満であること。 b 「SF マーク」が付されていないもの 総薬量 5kg に相当する個数未満 (SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。) であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。 7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6 の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。
--	---

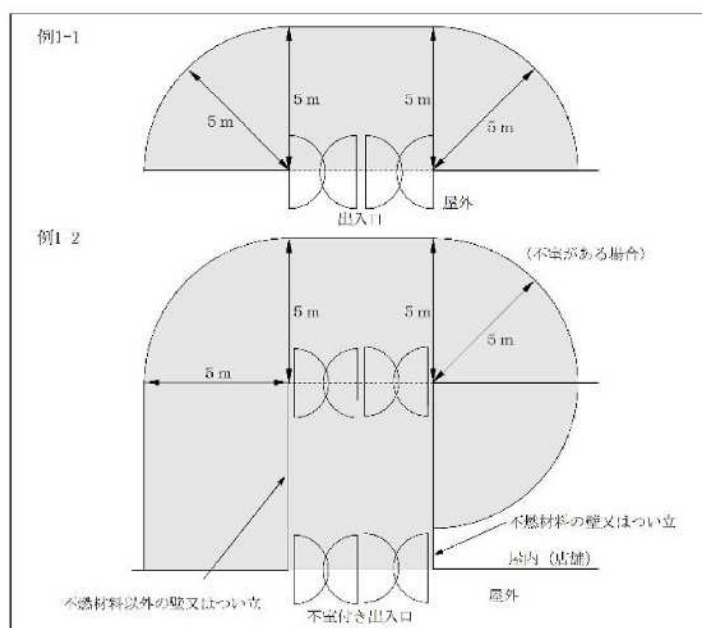
備考 大規模屋内展示場については、大空間を有し、万一の際にも十分な蓄煙性能があり、避難時間が確保できるなど、安全性が比較的高いことから、安全対策が講じられている場合は、解除承認条件の一部を緩和できるものとする。

注 1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは、1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

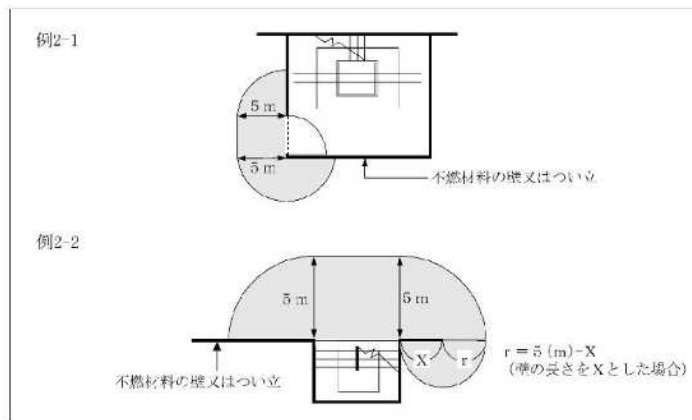
注 2 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等の着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

注 3 「水平距離で〇m 以上離れていること」とは次によること (裸火使用に伴う「危険物品からの距離」については、食料品の加工に係る展示に伴い使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。)

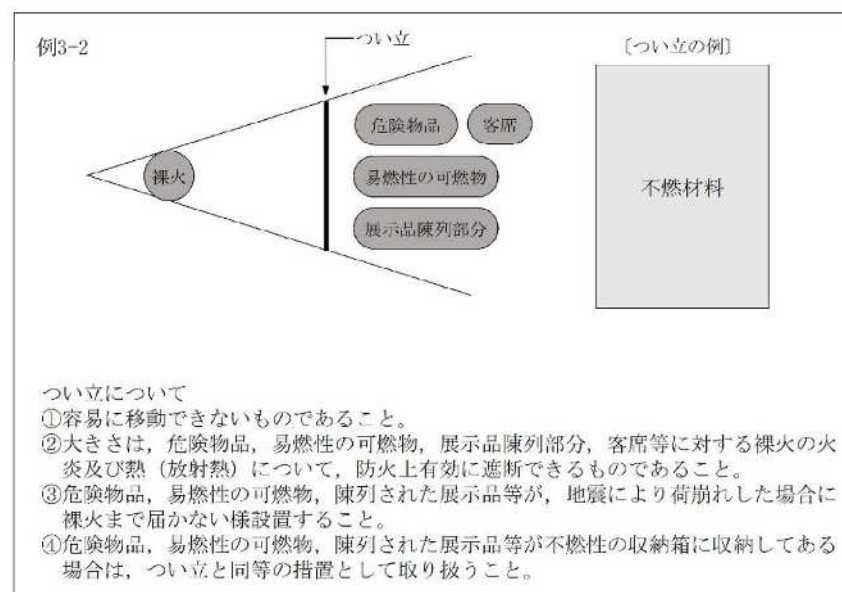
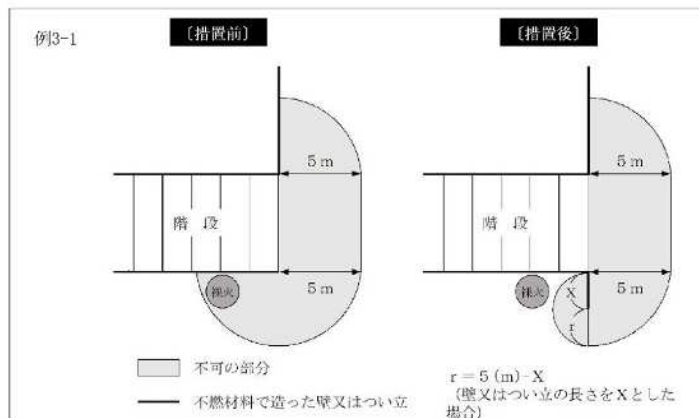
例 1 裸火使用に伴う、出入口からの離隔距離



例2 裸火使用に伴う、階段等（階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。）からの離隔距離



注4「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



注5「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には、グラインダー、アーク溶接等が含まれるものであること。

注6「防火性能を有する材料」とは次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第1条第6号に規定する難燃材料のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

(3) 消防法第8条の3に規定する防災物品のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注7「火炎を有するもの」には、ハンディトーチ、ろうそく、ライター等が含まれるものであること。

注8「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注9「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

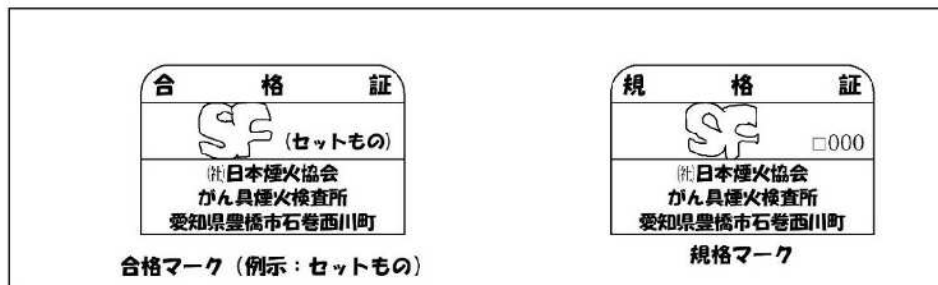
注10「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注11「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注12「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等をマジック等で燃焼させた炎のことをいう。

注13「SFマーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SFマーク



別表第 2-5 地下街

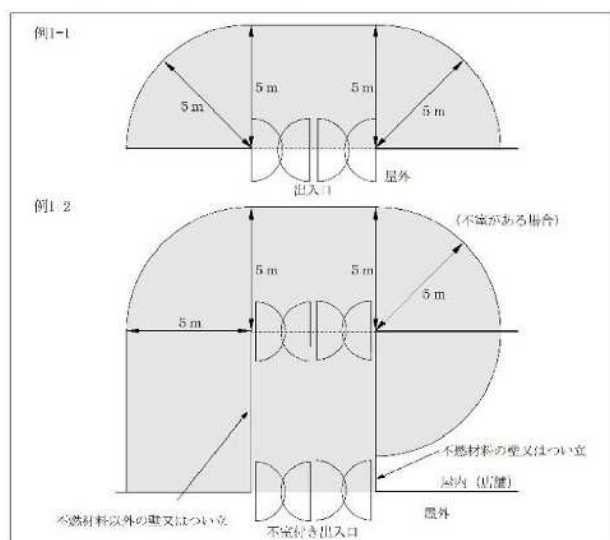
指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒，落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 従業員等による監視，消火，使用後の点検等の体制が講じられていること。 (6) 出入口，階段等，危険物品，<u>易燃性の可燃物（注 1）</u>，商品陳列部分，客席等から水平距離で 5m 以上離れていること（注 2）（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断した場合（注 3）を除く。</u>）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの，気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限定すること。 (2) 条例第 3 章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは，当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 気体燃料を熱源とするものは，次に掲げるものであること。 ア 消費量は 1 個につき 70kw 以下であり，総消費量は 210kw 以下であること。 イ <u>ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（注 4）が設置されていること（カートリッジ式のもの（注 5）を除く。）</u> ウ 液化ガスは，カートリッジ式の燃料容器であること。 (4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は，1 日につき木炭 15kg，練炭 10kg，豆炭 5kg，その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
	危険物品持込み	1 消火器具を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から，危険物品のうち危険物については水平距離で <u>6m 以上（注 2）</u>（<u>危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までの定めにより，表示について示されているものを貯蔵し，又は取り扱う場合は 3m 以上（注 2）</u>）その他の危険物品については水平距離で 3m 以上（注 2）離れていること（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。</u>）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で 5m 以上離れていること（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。</u>）。 5 保管する場合は密栓，密閉，密封することとし，他の物品と隔離すること。 6 解除承認される範囲は，次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。 (3) マッチ 40kg 未満であること。 (4) 可燃性ガス容器（<u>高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 6）に限る。</u>） 容器の許容充填ガス質量の合計が 1kg であること（容器の個数は問わないものと

		する。) (5) がん具用煙火 a 「SF マーク (注 7)」 が付されているもの 総薬量 5kg に相当する個数未満であること。 b 「SF マーク」 が付されていないもの 総薬量 5kg に相当する個数未満 (SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。) であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。
地下道	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	認めないものとする。
	危険物品持込み	認めないものとする。

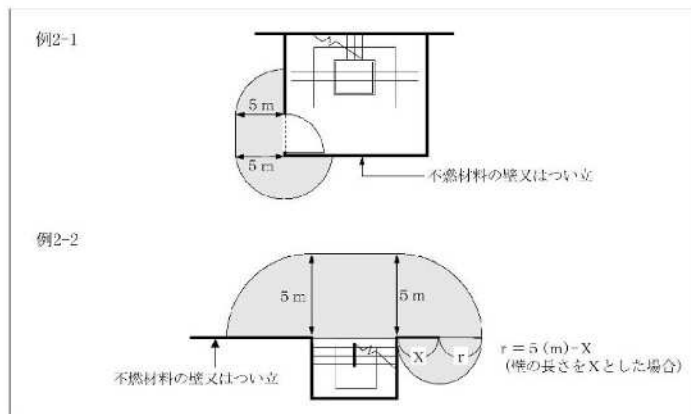
注 1 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンホーム、化学繊維類等の着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

注 2 「水平距離で〇m 以上離れていること」とは次によること (裸火使用に伴う「危険物品からの距離」については、加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。)

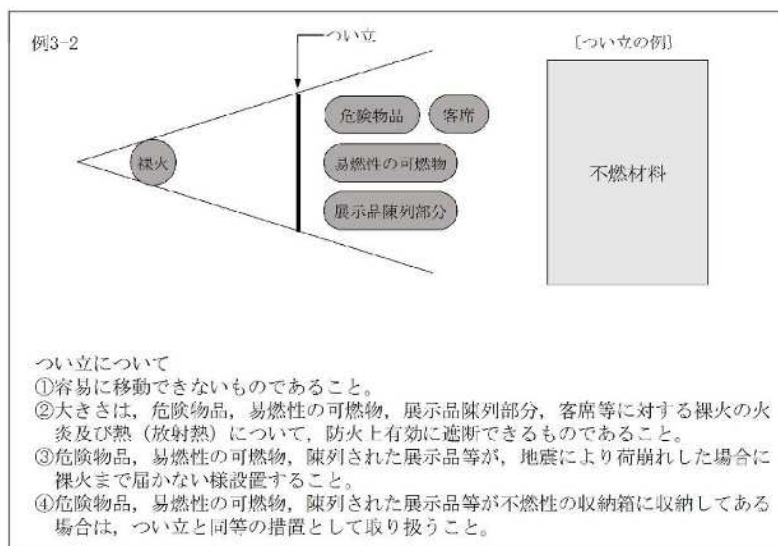
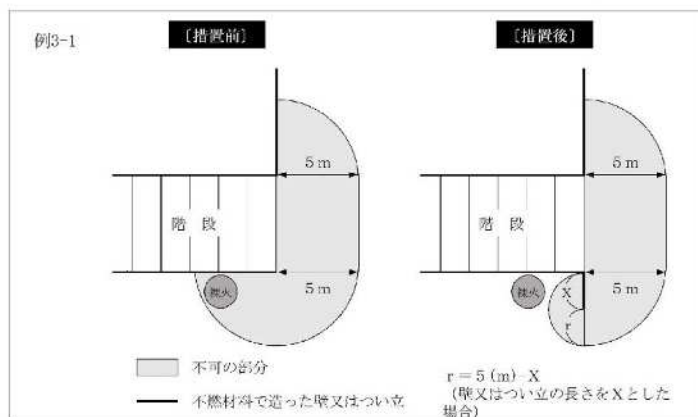
例 1 裸火使用に伴う、出入口からの離隔距離



例2 裸火使用に伴う、階段等（階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。）からの離隔距離



注3 「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



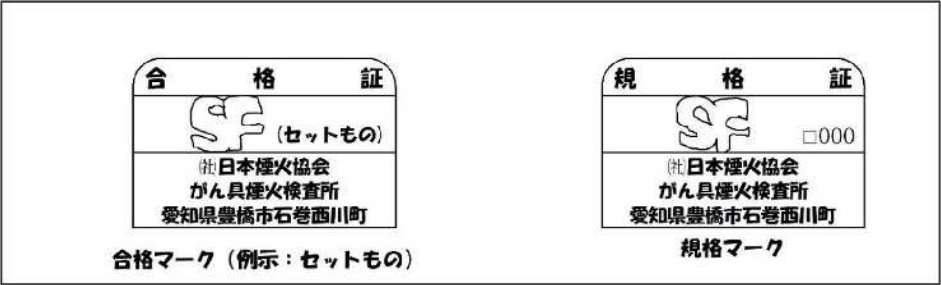
注 4「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注 5「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注 6「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。

注 7「SF マーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SF マーク



別表第 2-6 重要文化財等

指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
建造物の内部	喫煙	1 危険物品その他の易燃性の可燃物（注 1）を取り扱う場所の付近ではないこと。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位が A-3, B-7 以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 関係者等による監視，消火等の体制が講じられていること。 5 整理，清掃等の措置が講じられていること。
建造物の内部及び周囲	裸火使用	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒，落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 関係者等による監視，消火，使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの，気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第 3 章において，可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは，当該距離以上の距離を確保すること。 (3) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は，1 日につき木炭 15kg，練炭 10kg，豆炭 5kg，その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
	危険物品持込み	1 消火器を付加設置すること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 保管する場合は密栓，密閉，密封することとし，他の物品と隔離すること。 4 解除承認される範囲は，次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 50 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 50 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（<u>高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 2）</u>に限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 10kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

注 1 「易燃性の可燃物」とは，紙類，ウレタンフォーム，化学繊維類等の着火性が高く，燃焼速度の速いものをいう。

注 2 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは，高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。

禁止行為解除承認申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市消防長

申請者

住 所

(電話番号

)

氏 名

新潟市火災予防条例第 2 3 条第 1 項の規定による指定場所の禁止行為について、
解除の承認を受けたいので下記により申請します。

記

防 火	所 在 地	新潟市					T E L		—
対 象 物	名 称		構 造		用 途				
解 除 承 認 を 受 け よ う と す る 場 所	階				階 の 用 途				
	名 称				場 所 の 用 途				
	内 部 仕 上								
解 除 承 認 を 受 け よ う と す る 為 の 行 為	種 類	喫 煙 裸火使用 危険物品持込み							
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
	内 容								
	理 由								
火 災 予 防 上 講 じ た 措 置									

上記承認する。

ただし、解除承認の基準に適合しなくなった場合等は、承認を取消すことがあります。

第 号

年 月 日

新潟市消防長 印

備考 承認申請場所の存する階の平面図（消防用設備等の設置箇所が明示されたもの）、使用する設備、器具の仕様、危険物品の種別、数量、貯蔵取扱い方法等の図書を添付すること。

(裏)

【禁止行為解除承認申請書記入要領】

項 目		記 入 要 領
年 月 日		消防署に申請書を提出する年月日を記入します。
申 請 者		禁止行為を行う指定場所を有する防火対象物（建物）の所有者・防火管理者等責任が明確な者の、住所、氏名、電話番号を記入します（法人の場合は、法人の住所、名称及び代表者の職・氏名・電話番号を記入します。）。
防火対象物	所 在 地	禁止行為を行う指定場所を有する防火対象物（建物）の所在地及び電話番号を記入します。
	名 称	防火対象物（建物）の名称を記入します。例：〇〇ビル
	構 造	申請する防火対象物（建物）の構造を記入します。 例：耐火構造，準耐火構造，その他造等
	用 途	防火対象物（建物）全体の用途を記入します。 例：劇場，ホテル，飲食店，展示場，百貨店，複合用途（用途が混在している建物）等
と解除承認を受けようとする場所	階 階 の 用 途	申請場所の階及び用途を記入します。
	名 称	防火対象物（建物）内のどこの場所であるか特定できる名称等を記入します。
	場所の用途	申請場所の実態用途を記入します。 例：舞台，大道具室，売場，加工場等
	内 部 仕 上	申請場所の内部仕上げ 例：不燃仕上，準不燃仕上
る解除承認を受けようとする行為	種 類	解除承認を必要とする禁止行為の種類を○で囲みます。
	期 間	解除承認を必要とする期間を記入します。 恒常的な行為で期間のない場合は，開始日のみ記入します。
	内 容	行為内容を具体的に簡記します。 内容が複雑なものは別紙等に記載します。 例：第2幕で火薬（〇〇）を使用し，爆発音を出す。 例：調理用ガスコンロの使用 【恒常的な行為に係る解除承認申請】
	理 由	解除承認を必要とする理由を具体的に記入します。 例：演劇の演出効果をあげる為，客に対するサービスの為
火 災 予 防 上 講 じ た 措 置		解除承認を受けようとする行為に対して火災予防上講じた内容を記入します。内容の多いものは，別紙等に記載します。 例：消火器（〇型）〇本と消火係〇名を舞台両袖に配置する。 自衛消防隊が屋内消火栓のホースを延長し，待機する。 不燃材を床に敷く。

		新	消予第	号
			年 月	日
住所				
氏名		様		
		新潟市消防長		
		氏名	印	
禁 止 行 為 解 除 承 認 取 消 書				
年 月 日 第 号による禁止行為の解除承認については、				
下記の理由によりこれを取り消します。				
記				
理 由				